

子ども・子育て支援新制度に関する用語定義(参考)

	用語	定義
1	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
2	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」を言う。
3	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる。(株式会社等の参入は不可)(認定こども園法第2条)
4	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組み。(法第19条)</p> <p>【認定区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども:満3歳以上の学校教育のみ (主に認定こども園、幼稚園を利用) ・2号認定子ども:満3歳以上の保育必要性あり (主に認定こども園、保育所を利用) ・3号認定子ども:満3歳未満の保育必要性あり (主に認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用) <p>【保育が必要な理由】※香美市の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①1カ月において48時間以上労働することを常態とすること。 ②妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。 ③病気や負傷、又は心身に障害があること。 ④同居(長期入院等を含む)の親族を常時介護又は看護していること。 ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 ⑥求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。 ⑦学校や職業訓練校に就学していること。 ⑧虐待やDVのおそれがあると認められること。 ⑨既に保育を利用している児童に、育児休業中の継続利用が必要と認められること ⑩その他(市長が認める各前号に類する状態にあること。)
5	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。(法第7条)
6	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
7	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)

8	地域型保育事業 (家庭的保育事業等)	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
9	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)へ給付。(法第11条)
10	特定地域型保育事業	市町村長等が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29条、43条)
11	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条) A型 保育所分園、ミニ保育所に近い類型 (定員)6～19人 (職員配置基準)保育所基準+1名 (資格)保育士 B型 中間型 (定員)6～19人 (職員配置基準)保育所基準+1名 (資格)1/2以上保育士(保育士以外には研修実施) C型 家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型 (定員)6～10人 (職員配置基準)0～2歳児 3:1(補助者を置く場合5:2)
12	家庭的保育	主に満3歳児の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
13	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
14	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし事業所内の施設において事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
15	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のため適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育て支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)
16	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業(法第59条)
17	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費(委託費)を支払う。(法第31条)
	【参考】 「認可」と「確認」の違いについて	認可基準については、人員配置基準や面積基準など当該施設・事業に必要な設備及び運営の基準を内容とする。一方、確認を受けた施設の運営に関する基準については、施設型給付や地域型保育給付を受ける対象としての適格性確保する観点から会計処理が適正か、情報公開等が適切になされているか等の内容になる。 (内閣府資料)